

組合員証等の取扱いについて

「組合員証」や「組合員被扶養者証」等は、皆さんが医療機関で受診する際、共済組合の組合員や被扶養者であることを証明する大事なものですから、大切に保管し紛失のないよう取扱いには十分にご注意ください。

もし紛失された場合は、さまざまなトラブルのもとになりかねませんので、直ちに警察へ届け出ると同時に、所属所の共済事務担当課を通じて共済組合へすみやかに再交付の申請を行ってください。

共済組合への届出口座の確認について

共済組合に届け出ている口座を解約したり、金融機関・支店等の統廃合によって口座番号が変更となった場合には、必ず「給付金等振込口座指定変更届」を所属所の共済事務担当課を通じて共済組合に提出してください。

また、婚姻等により氏名が変わられた場合は、共済組合に氏名変更の届出をしていただくほか、金融機関への預金口座の氏名変更手続きも行ってください。

毎月2回の給付金や共済貯金の払戻し等の送金日において、届出口座の解約（金融機関の統廃合等で口座番号が自動的に変更となっている場合があります）や口座名義人相違等の理由により送金ができない場合がありますので、ご注意ください。

公務上のケガや病気は組合員証で受診できません

公務や通勤によるケガや病気の治療は、地方公務員災害補償基金が療養補償を行い、共済組合は給付できないことになっています。

従いまして、ケガや病気の原因が公務や通勤によるものであることが明らかな場合、組合員証は使用できませんので医療機関の窓口で公務上であることを申し出てください。ただし、一部の医療機関では公務上と認定されるまでの間は、組合員証を使用した保険診療の扱いをします場合がありますので、この場合は医療機関の指示に従ってください。

公務や通勤によるものと判断できない場合は、一時的に組合員証で受診しても構いませんが、公務上と認定されたらすぐに療養補償に切り換えるよう医療機関に申し出てください。

「被扶養者認定取り扱い等の見直しに係る説明会」を開催しました

平成23年7月22日、奈良県市町村会館8階大研修室にて、各所属所の共済事務担当の方にご出席いただき、「被扶養者認定取り扱い等の見直しに係る説明会」を開催いたしました。

説明会では、見直しを行うに至った経緯や現時点で検討を行っている内容、また各所属所からのご意見を参考に更に検討を重ねていく方針であることを説明し、意見書の提出をお願いいたしました。

現時点での見直しの内容につきましては、組合会議員で構成されている業務研究会（短期給付部会）にて協議された内容を踏まえ、職員側議員協議会を経て、本組合理事会に報告されています。

今後も関係機関及び各所属所からのご意見を広くお聞かせいただき、なお一層の検討を行ってまいります。組合員の皆さんには、共済ニュース「すこやか」等を通し、順次お知らせする予定です。

現時点での 主な検討項目

- ・所得年額等の算定方法及び範囲について
- ・主たる扶養義務者の確認方法について
- ・別居者の認定方法について
- ・今後の「被扶養者の資格確認調査」について
- ・職権による認定の取り消しについて
- ・見直し内容等の周知方法及び周知期間について